

令和7年 第6回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

田 村 市 農 業 委 員 会

議 事 録

1. 開催日時 令和7年6月18日(水) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち16名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち20名

1 番	遠藤良一委員	2 番	吉田典良委員	3 番	荻野右近委員
5 番	松本文子委員	7 番	白岩良一委員	8 番	渡邊 元委員
9 番	和田春信委員	10 番	柳沼政一委員	11 番	鹿又良司委員
12 番	土屋福一委員	13 番	菊地幸広委員	14 番	箭内正彦委員
15 番	宗像昭一委員	16 番	吉田清吉委員	18 番	渡邊慶幸委員
19 番	佐藤伸夫委員				

①番	遠藤義一委員	②番	會田成美委員	③番	二瓶賢一委員
④番	半谷隆一委員	⑤番	佐藤太巳治委員	⑥番	吉田勝行委員
⑦番	菅野美喜委員	⑧番	矢吹 勇委員	⑨番	石井伝一委員
⑩番	郡司英道委員	⑪番	渡邊辰治委員	⑫番	佐久間耕栄委員
⑬番	箭内倉貴委員	⑭番	伊藤博之委員	⑮番	松崎好克委員
⑯番	伊藤智広委員	⑰番	佐藤徳一委員	⑱番	吉田辰男委員
⑲番	堀越広美委員	⑳番	橋本仁宏委員		

4. 欠席委員 4 番 田村 茂委員 6 番 吉田篤也委員 17 番 小池あおい委員

5. 農業委員会事務局職員

局長
総務係長
副主査

三 浦 栄 喜
佐 藤 兵 庫
會 田 賢 治

6. 書 記

副主査

會 田 賢 治

7. 議事録署名人

1 番 遠 藤 良 一 委員
2 番 吉 田 典 良 委員

8. 提出案件

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分）
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）
- 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可処分の取消願出の意見決定について（県許可分）
- 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）
- 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく
農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について
- 議案第 8 号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する
意見決定について
- 議案第 9 号 現況確認証明について

9. 会議の経過概要（開会 午後 1 時 3 0 分）

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。 す。ただいまより令和7年第6回田村市農業委員会総会を開会いたします。 会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。		
会 長	(会長あいさつ)		
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。		
議 長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。		
事務局	「議長、事務局」 本日、都合により欠席の届出がございましたのが、 4 番 田村 茂 農業委員、6 番 吉田 篤也 農業委員、17 番 小池 あおい 農業委員であります。		
議 長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、16名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。		
	それでは、ただ今より令和7年田村市農業委員会第6回総会を開会いたします。		
	また、本日は全農地利用最適化推進委員の方々にご出席いただいております。		
	次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。		
	(異議なしの声)		
	異議なしと認め、		
	1 番 遠藤 良一 委員、2 番 吉田 典良 委員を指名いたします。		
	ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、		
	議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	7 件
	議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	3 件
	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分）	1 件
	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	8 件
	議案第5号	農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出の意見決定について（県許可分）	1 件
	議案第6号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	3 件

	議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農 用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 1 件 議案第 8 号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案） に対する意見決定について 2 件 議案第 9 号 現況確認証明について 1 2 件 以上、38 件であります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 次に、本日の会議の進め方について申し上げます。 ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許申請について」を議題といたします。 整理番号 1 番から 7 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 それでは、整理番号 1 番について、 1 番 遠藤 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 番 委 員	遠藤 良一 委員 報告 1 番遠藤です。整理番号 1 番についてご報告します。6 月 14 日の午後に、譲渡人、譲受人、遠藤義一推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、農地の現況を確認したところ、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 2 番について、 2 番 吉田 典良 委員、ご報告をお願いいたします。
2 番 委 員	吉田 典良 委員 報告 2 番吉田です。整理番号 2 番についてご報告します。6 月 14 日の午前に、譲受人、會田成美推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人は県外にお住まいでこちらには戻ってこないとのことでありました。申請地は、譲受人の自宅近くの所有の農地に隣接しており、売買にて所有権の移転をするための申請でありました。申請地も確認したところ、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。

議 長	ありがとうございました。次に整理番号 3 番について、 3 番 荻野 右近 委員、ご報告をお願いいたします。
3 番 委 員	荻野 右近 委員 報告 3 番荻野です。整理番号 3 番についてご報告します。6 月 1 6 日の午後に、譲受人、代理人である小泉行政書士、半谷隆一推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請地は県道富岡線の近くであり、今回、売買での申請でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 4 番について、6 番 吉田篤也 委員が本日欠席のため、⑦番 菅野 美喜 推進委員、ご報告をお願いいたします。
⑦ 番 委 員	菅野 美喜 委員 報告 ⑦番菅野です。整理番号 4 番についてご報告します。6 月 1 3 日の午前に、設定人のお母様、被設定人、吉田篤也農業委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、設定人の親がお亡くなりになってから使用しておりませんでした。今回、基盤整備により整地され、譲受人がお借りすることになりました。被設定人は、経営規模拡大のため耕作をしていくとのことで、申請のとおり何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 5 から 7 番について、 9 番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9 番 委 員	和田 春信 委員 報告 9 番和田です。整理番号 5 番から 7 番についてご報告します。整理番号 5 番につきましては、6 月 1 6 日の午後に、譲渡人、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、二筆あるうちの二筆は多少草が生えている状態ではありますが、もう一筆は譲受人が現在管理等をされてることでしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号 6 番につきましては、6 月 1 4 日の午後に、譲受人、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、5 筆あるなかで三年ほど使用していない農地もありましたが、農地として所有権を移転するため、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号 7 番につきましては、6 月 1 7 日の午後に、譲渡人のお母様、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、耕作をされている状態でしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。

議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第 1 号は終了いたします。 次に「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」を議題といたします。 整理番号 1 番から 3 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」(議案書により朗読及び内容説明。)
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは、整理番号 1 番について、 1 番 遠藤 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 番 委 員	遠藤 良一 委員 報告 1 番遠藤です。整理番号 1 番についてご報告します。6 月 1 4 日の午後に、申請人、遠藤義一推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、現在農地である申請地に新築をするとのことで、汚水は下水桝にて処理され、雨水も近くにある U 字溝へ流すとのことで、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 2 番について、 3 番 荻野 右近 委員、ご報告をお願いいたします。
3 番 委 員	荻野 右近 委員 報告 3 番荻野です。整理番号 2 番についてご報告します。6 月 1 6 日の午後に、代理人である石井行政書士、申請人、半谷隆一推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、道路から 2 m 離して建築をするとのことでしたの

	で、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 3 番について、 1 4 番 箭内 正彦 委員、ご報告をお願いいたします。
1 4 番 委 員	箭内 正彦 委員 報告 1 4 番箭内です。整理番号 3 番についてご報告します。6 月 1 5 日の午後に、申請人の父親、佐藤徳一推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、会社の駐車場が手狭になったため、駐車場として使用するための申請がありました。周辺に家などはなく、作業も周囲に配慮をして行うとのことでしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第 2 号は終了いたします。 次に「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分）」を議題といたします。 整理番号 1 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは、整理番号 1 番について、 9 番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9 番 委 員	和田 春信 委員 報告 9 番和田です。整理番号 1 番についてご報告します。6 月 1 5 日の午前に、代理人である宮崎行政書士、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりまし

	た。申請につきましては、所有権の移転から使用貸借権への変更とのことで、工事もほぼ終わっており、何ら問題ないことを確認してまいりました。なお、本案件は、次の議案第４号にて再申請があります。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第３号 農地法第５条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分）」は、原案のとおり「取消」することと決定いたします。 以上をもちまして議案第３号は終了いたします。 次に「議案第４号 農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題といたします。 整理番号１番から８番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号１番について、 ７番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
７ 番 委 員	白岩 良一 委員 報告 ７番白岩です。整理番号１番についてご報告します。本案件は、以前に取消を行い、再度、地役権にて設定をするための案件でありました。申請地は、これまで確認をしているため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号２から５番について、 ９番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
９ 番 委 員	和田 春信 委員 報告 ９番和田です。整理番号２番から５番についてご報告します。整理番号２番につきましては、６月１６日の午後に、代理人、渡邊辰治推進委員と３名で現地を

	確認してまいりました。申請地につきましては、三辺あるうちの二辺は譲渡人の所有地であり、残り一辺は勾配があがっているため雨水等はそちらへは流れないことを確認してまいりました。道路に面している辺は、U字溝があるため、排水等の問題もないことを確認してまいりました。整理番号3番につきましては、6月16日の午後に、代理人である宮崎行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、議案第3号であった取消しされた案件であり、申請地につきましては、三辺あるうちの二辺は道路、一辺は宅地であり、周囲に農地はないため、問題ないことを確認してまいりました。整理番号4番につきましては、6月12日の午後に、代理人である大竹行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、既に土盛りがされてはありましたが、雨水等も道路へ流れるようになっていたため、問題ないことを確認してまいりました。整理番号5番につきましては、6月12日の午後に、代理人である大竹行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、四辺あるうちの二辺は道路、二辺は宅地であり、周囲に農地はないため、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号6番について、 10番 柳沼 政一 委員、ご報告をお願いいたします。
10番 委 員	柳沼 政一 委員 報告 10番柳沼です。整理番号6番についてご報告します。6月16日の午前に、代理人である石井行政書士、佐久間耕栄推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人、譲受人は親子関係であり、現在、譲受人はアパートにお住まいですが、お子様の成長を考えて新築するための申請でありました。申請地につきましては、市道の近くであり、汚水・雨水等も適正に処理されることを確認してまいりました。北側に水田はありますが、支障をきたすことはないことも確認し、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号7番について、 14番 箭内 正彦 委員、ご報告をお願いいたします。
14番 委 員	箭内 正彦 委員 報告 14番箭内です。整理番号7番についてご報告します。こちらは先ほどの議案第2号でありました申請の、併用地に当たる土地の申請であります。6月15日の午後に、申請人の父親、佐藤徳一推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、会社の駐車場が手狭になったため、駐車場とするための申請でありました。周辺に家などはなく、作業も周囲に配慮をして行うとのこ

	とでしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 8 番について、 1 5 番 宗像 昭一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 5 番 委 員	宗像 昭一 委員 報告 1 5 番宗像です。整理番号 8 番についてご報告します。6 月 1 3 日の午前に、 代理人である石井行政書士、吉田辰男推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。 申請地につきましては、雨水・汚水ともに周囲にある水路等により処理されることを確認してまいりました。周囲の農地への影響もないことから、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして、議案第 4 号は終了いたします。 次に「議案第 5 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可処分の取消願出の意見決定について（県許可分）」を議題といたします。 整理番号 1 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号 1 番について、 7 番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
7 番 委 員	白岩 良一 委員 報告 7 番白岩です。整理番号 1 番についてご報告します。本案件は、被設定人は補助金の打ち切りにより事業の継続を断念するため、別会社が事業を引き継ぎ、再

	度、事業を引き継ぐ会社により転用の申請をするための案件でありました。申請地は、これまで確認をしているため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出の意見決定について(県許可分)」は、原案のとおり「取消相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして、議案第5号は終了いたします。 次に「議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」を議題といたします。 整理番号1から3番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」(議案書により朗読及び内容説明。)
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号1から2番について、 7番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
7 番 委 員	白岩 良一 委員 報告 7番白岩です。整理番号1番から2番についてご報告します。整理番号1番につきましては、議案第5号にて取消し願出のあった案件であります。申請内容についても間違いのないことを確認し、問題ないことを確認してまいりました。整理番号2番につきましては、6月13日の午後に、代理人であるみ・らいと行政書士法人のご担当者、矢吹 勇推進委員の3人で現地を確認してまいりました。申請内容について間違いのないことを確認し、申請地につきましても、周辺に農地はありますが、草刈り等も行い周辺の農地への影響もないことから、問

	題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号３番について、 ９番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
９ 番 委 員	和田 春信 委員 報告 ９番和田です。整理番号３番についてご報告します。６月１３日の午後に、代理人である柳沼行政書士、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、二辺が農道に面しており、一辺は転用がされております。残り一辺につきましては、農地ではありますが、雨水等の問題のないことを確認いたしました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第６号 農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして、議案第６号は終了いたします。 次に、「議案第７号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。 それでは、議案第７号について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で、議案第７号について事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声)

	異議なしと認めます。 よって、「議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。 以上をもちまして、議案第 7 号は終了いたします。 次に、「議案第 8 号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。 それでは、議案第 8 号について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で、議案第 8 号について事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第 8 号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。 以上をもちまして、議案第 8 号は終了いたします。 次に、「議案第 9 号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 9 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第 9 号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたしま

す。

以上をもちまして議案第9号は終了いたします。

これで、本日の議事は全て終了いたしました。

慎重審議を賜りありがとうございました。

これをもちまして、令和7年田村市農業委員会第6回総会を閉会といたします。

閉 会 （14時48分終了）

令和7年6月18日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人